

厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等の一部を改正する件新旧対照条文

○厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等（平成十九年厚生労働省告示第二百二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第2 <u>規則第31条の30第3項及び第4項並びに第31条の34第4項の厚生労働大臣が定める四種病原体等は、インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH5N1又はH7N7であるものに限る。）であって、以下のいずれかの基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>1 4週齢から8週齢のニワトリに静脈注射した際の死亡率が75%より低いこと</u></p> <p><u>2 6週齢のニワトリにおける静脈内接種病原性指数（IVPI）が1.2以下であること</u></p> <p><u>3 HA蛋白の開裂部位にこれまでに確認された強毒型のインフルエンザAウイルスと類似の塩基性アミノ酸の連続配列がないこと</u></p>	<p>第2 <u>規則第31条の30第3項及び第4項並びに第31条の34第4項の厚生労働大臣が定める四種病原体等は、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>1 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH5N1又はH7N7であるものに限る。）であって、以下のいずれかの基準に適合するもの</u></p> <p><u>(1) 4週齢から8週齢のニワトリに静脈注射した際の死亡率が75%より低いこと</u></p> <p><u>(2) 6週齢のニワトリにおける静脈内接種病原性指数（IVPI）が1.2以下であること</u></p> <p><u>(3) HA蛋白の開裂部位にこれまでに確認された強毒型のインフルエンザAウイルスと類似の塩基性アミノ酸の連続配列がないこと</u></p> <p><u>2 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（新型インフルエンザ等感染症の病原体に限る。）であって、その血清亜型がH1N1であるもの</u></p>